

県南広域振興局長告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年4月28日

県南広域振興局長 細川 倫史

居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601510	株式会社小松イー・エム・シー	あんず薬局	北上市上江釣子17地 割218番2	平成29年4月30日